

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年6月13日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M日本債券アルファ

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 20兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

債券先物取引の利用についての記載追加に伴い、平成28年3月8日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の当該対応に関連する箇所等の記載事項の追加・一部修正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色

< 訂正前 >

(略)

各ファンドを通じて、日本の債券および日本の株式に投資します。

キャッシュ*を除いた部分について、各ファンドの受益権の組入比率を概ね以下の割合とします。

* 「キャッシュ」とはJPM日本債券アルファ信託約款（以下「信託約款」といいます。）第16条第2項に掲げる投資対象をいいます。

ファンド名	組入比率
G I M日本投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）	90%
G I Mジャパン・フォーカス・ファンドF（適格機関投資家専用）	10%

日本の発行体が発行する円建ての投資適格債券に実質的に約90%投資することで、当ファンドの安定的な収益を確保することを目指します。

日本株式に実質的に約10%投資することで、株価の上昇時に追加的な収益を得ることを目指します。

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

各ファンドを通じて、日本の債券および日本の株式に投資します。

キャッシュ*を除いた部分について、各ファンドの受益権の組入比率を概ね以下の割合とします。

* 「キャッシュ」とはJPM日本債券アルファ信託約款（以下「信託約款」といいます。）第16条第2項に掲げる投資対象をいいます。

ファンド名	組入比率
G I M日本投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）	90%
G I Mジャパン・フォーカス・ファンドF（適格機関投資家専用）	10%

日本の発行体が発行する円建ての投資適格債券に実質的に約90%投資することで、当ファンドの安定的な収益を確保することを目指します。

(注) 債券の価格変動リスクの低減をはかるため、債券先物取引を利用する場合があります。詳細については、後記「2 投資方針(1) 投資方針(ロ) 投資態度 各ファンドの投資態度および運用プロセス G I M日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の投資態度および運用プロセス」をご参照ください。

日本株式に実質的に約10%投資することで、株価の上昇時に追加的な収益を得ることを目指します。

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

(八) 委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218百万円(平成28年1月末現在)

(略)

大株主の状況(平成28年1月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

資本金 2,218百万円(平成28年4月末現在)

(略)

大株主の状況(平成28年4月末現在)

(以下略)

2【投資方針】

(1) 投資方針

(ロ) 投資態度

< 訂正前 >

(略)

各ファンドの投資態度および運用プロセス

以下において、各ファンドの投資態度および運用プロセスの説明は、各ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドにおけるものです。

G I M日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の投資態度および運用プロセス

・投資態度

(略)

4. 前記の主要投資対象以外に、貸付金にかかる債権または相互会社における拠出金の基金債権を証券化したものや、投資法人が資金調達手段として発行する投資法人債券を含む、一般的にA B S(アセット・バック証券)*と総称される有価証券にも投資する場合があります。ただし、当該有価証券は前記の投資適格債券と同等の基準を満たすものに限るものとし、その投資比率は当マザーファンドの純資産総額の5%以下とします。

* 「A B S」とは、主に、自動車ローンやリース、クレジットカード等の各種の債権を証券化したものをいいます。

・運用プロセス

G I M日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)における運用プロセスは、次のとおりです。なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

(略)

3. 前記2.を踏まえ、組入銘柄を選定の上ポートフォリオを構築します。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

各ファンドの投資態度および運用プロセス

以下において、各ファンドの投資態度および運用プロセスの説明は、各ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドにおけるものです。

G I M日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の投資態度および運用プロセス

・投資態度

(略)

4. 前記の主要投資対象以外に、貸付金にかかる債権または相互会社における拠出金の基金債権を証券化したものや、投資法人が資金調達手段として発行する投資法人債券を含む、一般的にA B S(ア

セット・バック証券)*と総称される有価証券にも投資する場合があります。ただし、当該有価証券は前記の投資適格債券と同等の基準を満たすものに限るものとし、その投資比率は当マザーファンドの純資産総額の5%以下とします。

* 「ABS」とは、主に、自動車ローンやリース、クレジットカード等の各種の債権を証券化したものをいいます。

(注) 債券の価格変動リスクの低減をはかるため、債券先物取引を利用する場合があります。詳細については、後記「・運用プロセス」をご参照ください。

・運用プロセス

GIM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)における運用プロセスは、次のとおりです。なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

(略)

3. 前記2.を踏まえ、組入銘柄を選定の上ポートフォリオを構築します。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。なお、金利上昇等の債券価格の下落が予想される局面において、債券の価格変動リスクの低減をはかるため、債券先物取引の売り建てをポートフォリオの組入債券時価総額の50%相当額を上限に行う場合があります。

(以下略)

(3) 運用体制

<訂正前>

(イ) 当ファンドの運用体制

(略)

運用商品管理部門は、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、各ファンドの受益権の売買執行を行います。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

(ハ) 各ファンドの運用体制

以下の運用体制は各ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

GIM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

債券運用部(3名)に所属する当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づき、投資判断を行いポートフォリオを構築し、投資判断に基づく債券の売買執行を行います。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

GIMジャパン・フォーカス・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(イ) 当ファンドの運用体制

(略)

運用商品管理部門は、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、各ファンドの受益権の売買を執行します。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

(八) 各ファンドの運用体制

以下の運用体制は各ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

G I M日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

債券運用部（3名）に所属する当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づき、投資判断を行いポートフォリオを構築し、投資判断に基づく債券等の売買を執行します。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

G I Mジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

3【投資リスク】

(1) リスク要因

<訂正前>

(略)

G I M日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

___ A B S（アセット・バック証券）のリスク

(略)

___ 為替変動リスク

(略)

___ デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。当マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

(以下略)

<訂正後>

(略)

G I M日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

___ デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べて

より大きく変動する場合があります。当マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金(現金または有価証券)を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

___ A B S (アセット・バック証券) のリスク

(略)

___ 為替変動リスク

(以下略)

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

(略)

各マザーファンドのリスク管理

(略)

(平成27年12月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(略)

各マザーファンドのリスク管理

(略)

(平成28年3月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成28年1月末現在適用されるものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(略)

(二) 少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「N I S A」および「ジュニアN I S A」の適用対象です。毎年、N I S Aをご利用の場合は年間120万円の範囲で、またジュニアN I S Aをご利用の場合は平成28年4月1日以降年間80万円の範囲で、新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在、N I S Aをご利用の場合は満20歳以上の方、ジュニアN I S Aをご利用の場合は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、少

額投資非課税制度をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成28年4月末現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（二）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「NISA」および「ジュニアNISA」の適用対象です。毎年、NISAをご利用の場合は年間120万円の範囲で、またジュニアNISAをご利用の場合は年間80万円の範囲で、新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在、NISAをご利用の場合は満20歳以上の方、ジュニアNISAをご利用の場合は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

（以下略）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成28年4月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

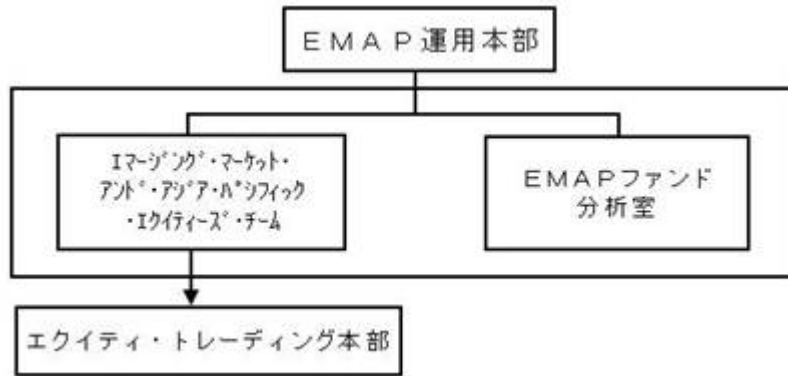
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

(イ) E M A P 運用本部



(a) E M A P 運用本部は、E M A P 株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。

* 「E M A P 株式運用ストラテジー」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

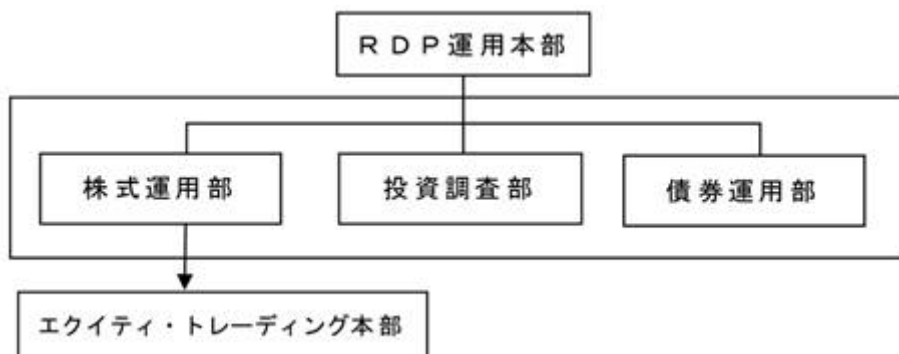
(b) E M A P 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、E M A P 株式運用ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

(c) エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チームは、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの海外拠点からの情報を参考に、E M A P 株式運用ストラテジーに基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同チームが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているE M A P 株式運用ストラテジーによる株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(d) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)のチームによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(e) E M A P ファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)のチームにその結果を提供します。

(ロ) R D P 運用本部



(a) R D P 運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、R D P 株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。

* 「R D P 株式運用ストラテジー」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

- (b) 投資調査部に所属するアナリストはRDP株式運用ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成28年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成28年1月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	73	639,752
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	1	312,846
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	64	1,841,685
総合計	138	2,794,283
親投資信託	61	-

(注) 百万円未満は四捨五入

<訂正後>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成28年4月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	72	635,623
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	61	1,850,865

総合計	133	2,486,488
親投資信託	59	-

（注）百万円未満は四捨五入

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（2）販売会社

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容（2）販売会社」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

	名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
1	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社SBI証券	47,937百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
5	株式会社香川銀行	12,014百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
6	株式会社京都銀行*	42,103百万円	同 上
7	株式会社新生銀行	512,204百万円	同 上
8	株式会社中国銀行	15,149百万円	同 上
9	株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	同 上
10	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	同 上

* 募集の取扱い以外の業務を行っています。